資料２

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」 令和２年度活動報告について

１ 趣旨

名古屋市子どもの権利擁護委員条例第 19 条の規定に基づき、令和２年度における、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」の相談等の状況や、子どもの権利に関する普及啓発といった活動についてまとめた報告書を作成しましたので、お知らせいたします。

（参考）子どもの権利相談室「なごもっか」
子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する、子どもの権利擁護機関
（設置根拠：名古屋市子どもの権利擁護委員条例）

マスコットキャラクター「なごもん」

２ 報告書の概要

○ 子どもの権利擁護委員制度についての説明

○ 相談・調査・調整等の状況

初回件数：314 件　／　延べ件数：2,242 件

申立て：3 件

相談内容：対人関係、家族関係、教職員の対応　等

○ 相談から見えてきた課題

○ 広報・啓発活動

機関紙･カード等の配付や市ウェブサイト、公式ツイッター等による広報啓発のほか、子どもの権利の普及啓発のため、学校や地域の集まり、職員研修など様々な場におうかがいして、大人向・子ども向の講演やワークショップなどの啓発活動を実施

※講演・研修等のテーマとして、ご活用くださいますようお願いいたします。
下記連絡先までお問い合わせください。

○ 相談室の紹介ページ　等

３ 公表について

８月 10 日　　幹部会報告（資料配付）、記者クラブ資料提供済
名古屋市公式ウェブサイト、公式ツイッターに掲載

その他、関係機関等に送付・周知

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画室分室
ＴＥＬ：211-8071／ＦＡＸ：211-8072